

令和4年度から実施する計画を紹介します

大船渡市地域公共交通計画

利用者の視点から、高齢者や学生を中心に交通サービスの確保、誰もが利用しやすい交通環境の実現を目指し、地域に合わせた交通手段を見直して、既存の交通資源も最大限活用し、持続可能な交通サービスを確保していくものとして、大船渡市地域公共交通計画を策定しました。

■計画期間

令和4年度～令和7年度

■基本方針

■地域公共交通ネットワークの再編

- ・幹線交通と準幹線交通との接続改善およびサービス向上
- ・既存資源を生かした地域内交通の運行

■交通空白地域解消・地域格差の是正

- ・複数の交通手段の連携サービスの提供、需要に応じた新たな交通サービスの導入・検討
- ・高齢者のおでかけ支援サービスの導入・検討、



患者輸送車などの有効活用

■交通拠点・環境の改善

- ・各交通手段の乗り継ぎ拠点づくり、情報の見やすさ・分かりやすさの改善

■分かりやすい・便利な交通環境づくり

- ・公共交通の分かりやすい情報の提供・発信、公共交通を利用しやすい環境の整備

■まちづくりと交通の連携

- ・観光シーズン、イベント開催時に合わせた観光交通の運行、まちづくりとの整合を図った交通体系の構築

■地区・地域との連携・協働

- ・地区、地域との協働や、福祉事業などと連携した公共交通の利用促進、モビリティマネジメントの推進

▷問い合わせ先

企業立地港湾課交通通信係(☎内線120)

大船渡市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

～未来につながるゼロカーボンシティ大船渡～

地球温暖化による気候の変化は、海面上昇や洪水の発生などのリスクを増加させ、このまま温暖化が進むと私たちの生活や産業、生態系に深刻な事態を引き起こすと予想されています。

市では、地球温暖化対策を推進するための具体的な目標や施策を定めることで、市民、事業者、市が一体となり地球温暖化防止、影響の緩和を推進することを目的に、「大船渡市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定しました。

計画では、以下のとおり温室効果ガスの削減目標などを掲げています。

■計画期間

令和4(2022)年度～令和12(2030)年度

■計画の目標

- ・令和12(2030)年度に温室効果ガス排出量の2013年度比46%削減を目指します。
- ・令和32(2050)年度に温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指します。

(5) 広報大船渡 令和4年5月9日号(No.1222)

▷問い合わせ＝市役所☎0192@3111

■目標達成に向けた基本目標

基本目標①省エネルギー対策の推進

基本目標②再生可能エネルギーの利用促進

基本目標③多様な手法による地球温暖化対策の推進

■取り組みの例

- ・電気、ガスなどの省エネルギーに努める。
- ・太陽光発電設備など、再生可能エネルギーを導入する。
- ・公共交通機関の利用や、エコドライブを心掛ける。
- ・ごみの減量化・資源化を推進する。

■その他

目標達成のためにはさまざまな対策が必要です。市では、今後も広報大船渡やホームページなどで周知していきますので、事業所や家庭でできる地球温暖化対策へのご協力をお願いします。

▷問い合わせ先

市民環境課環境衛生係(☎内線124)



軽自動車税(種別割)納税通知書を送ります

軽自動車税(種別割)の納税通知書は、5月6日(金)に発送します。納付期限は、5月31日(火)です。

軽自動車税(種別割)の減免申請はお早めに

次のような軽自動車について、申請により軽自動車税(種別割)が減免される場合があります。あります。

- 1 身体に障がいのある18歳未満の人、知的障がいまたは精神障がいのある人と生計を一にする家族が所有する軽自動車
- 2 障がいのある人が常時介護している人が運転している場合
- 3 障がいのある人が利用するための構造になっている軽自動車

減免の申請期限は5月30日(月)です



- ※詳細は問い合わせください。
- 対象となる軽自動車
- ・障がいのある人が所有する軽自動車で、次のいずれかに該当する場合
 - ・障がいのある人が自ら運転している場合
 - ・生計を一にする家族が、障がいのある人の通学、通院などのためにもっぱら運転している場合
 - ・障がいのある人を常時介護している人が運転している場合

- 申請に必要なもの
- ・軽自動車税(種別割)納税通知書
 - ・自動車検査証
 - ・運転免許証
 - ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳
 - ・または戦傷病者手帳
 - ・納税義務者の個人番号を確認できる書類
- 申請場所
- 税務課諸税係(7番窓口)
(☎内線153)

【減免の対象となる障がいの程度】

障がいの区分		障がいの級別
身体障害者手帳	視覚障がい	1級～4級
	聴覚障がい	2級、3級
	平衡機能障がい	3級
	音声機能障がい	3級(運転者本人が咽頭摘出による音声機能障がいがある場合に限り)
	上肢不自由	1級、2級
	下肢不自由	1級～3級(運転者本人が手帳の交付を受けている場合は1級～6級)
	体幹不自由	1級～3級(運転者本人が手帳の交付を受けている場合は1級～3級、5級)
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能=1級、2級(片腕のみに運動機能障がいがある場合を除く) 移動機能=1級～3級(運転者本人が手帳の交付を受けている場合は1級～6級)
	心臓機能障がい、じん臓機能障がい、呼吸器機能障がい、ぼうこうまたは直腸機能障がい、小腸の機能障がい	1級、3級、4級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい、肝機能障がい	1級～4級
精神障害者保健福祉手帳	1級	
療育手帳	A	

軽自動車税(種別割)を

納付期限までに納めましょう

▽問い合わせ先 税務課諸税係(☎内線153)